

子育て応援特別手当

誰がもらえるの？

平成14年4月2日から平成17年4月1日までの生まれで、2人目以降の子どもがいる世帯主で、平成21年2月1日（基準日）現在、住民基本台帳に記録されている方と、外国人登録原票登録されている方（短期滞在者と不法滞在者は除く）です。

2人目以降の判定は、平成2年4月2日以降に生まれた子どもを年齢順に1人目、2人目と数えます。

いくらもらえる？

対象となる子ども1人当たり36,000円です。

いつから申請できる？

申請書受付期間は、平成21年4月8日から平成21年10月8日までです。

（郵送申請の場合は10月8日までの消印が有効です）

手続方法は？

4月中旬に市役所から対象世帯に郵送で送られてくる「申請書」に必要事項を記入し、こども家庭課または各庁舎総合窓口課に「申請に必要な書類」と一緒にご提出ください。

郵送でも受け付けます。

申請に必要な書類

- ①子育て応援特別手当申請書（請求書）
- ②申請者の運転免許証など写真付きの公的身分証明書のコピー
住民基本台帳カード（写真付）、パスポート、外国人登録証明書などです。
- ③世帯主または申請者（代理人）名義の口座通帳の見開きのコピー

代理申請（受給）できる？

世帯主と同じ世帯の方（世帯構成員）は、世帯主の代理人として申請、受給ができます。

世帯主がおじいちゃんの場合、パパやママでも申請や受給ができるんだね！

受け取り方法は？

申請された金融機関口座に「子育て応援特別手当」を振り込みます。



住民基本台帳で確認できる対象の世帯主には4月中旬に「申請書」をお送りします。

別居の子（平成2年4月2日以降の生まれの子）がいる場合、兄弟姉妹と同じ扶養家族であれば、申請できる場合がありますので、【こども家庭課】へお問い合わせください。

問 大安庁舎 こども家庭課 子育て応援特別手当担当（〒511-0292 大安町大井田2705番地） T 78-35113 F 78-1114